

## 教員免許更新制に関する注意点（よくある質問）

### 1. 昭和 30 年 4 月 1 日以前に生まれた旧免許状所持者について

昭和 30 年 4 月 1 日以前の方については、更新講習を受講しなくても、今後も免許状は有効です。ただし、栄養教諭の免許状を取得している場合（実際に栄養教諭をしているか否かを問わない。）で、更新講習の対象者である場合は、更新講習を受講修了する必要があります。

### 2. 平成 21 年 3 月末までに栄養教諭の免許状と教諭免許状を授与された者について

栄養教諭の修了確認期限により、更新することになります。  
生年月日によるグループ分けではないので、ご注意ください。

### 3. 教諭免許状又は養護教諭免許状を平成 21 年 3 月末までに取得し、平成 21 年 4 月以降に栄養教諭の免許状を取得した者について

栄養教諭以外の教諭免許状又は養護教諭免許状の修了確認期限により更新します。  
生年月日によるグループ分けに沿って更新下さい。

### 4. 新免許状所持者の更新について

※旧免許状所持者の場合と異なり、現に勤務していてもしていなくても、全ての者が更新しなければ失効します。

※ただし、免許状を有していても、教員として勤務する予定のない方は更新する必要がありません。

※失効した場合は、更新講習を受講し、再度授与の申請をして、免許状授与を受けることで、有効な免許状を取得できます。

免許状を取得するための要件を全て満たした日（必要な単位を全て取得した日など）から 10 年後の期限内に更新講習を受講修了しなければなりません。

お手持ちの免許状をよくご確認ください、（期限の 2 年 2 ヶ月前から講習を受講できますので）期限 2 ヶ月前までには更新講習の受講を完了して更新講習修了確認申請を所管の県教育委員会（教員として勤務している場合は勤務地の都道府県、勤務していない場合は在住都道府県）に申請下さい。

## 5. 旧免許状所持者の更新に係る対象者について

### <現に教員として勤務している者（臨時・非常勤含む）>

更新義務者。適切な期限内に更新を行うか、免除・延期をしなければ免許状失効。

### <実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員、昔教員をしていた（臨時・非常勤含む）者、臨任登録済み、採用内定者（採用試験に応募しているだけでは該当しない）>

更新義務はないが受講できる。時期を逸しても失効にはならないので、教員として仕事を始める前に更新を終えればよい。

### <その他>

免許を持っていても、更新義務はなく、受講できない。教員免許は失効にならない。

昔教員をしておらず、臨任登録や採用が内定していない学習支援員、ヘルパー、図書司書等上記2つに含まれない方々が該当する。（新免許状所持者であっても、これらの方は同様に受講対象外なので、受講できないが、こちらは免許状が失効する。）

## 6. 過去単位等免許状の資格要件を満たしていた者が、これから免許状授与の申請をする場合について

これから免許を取得する場合は、新免許状になるため、現に教員をしていなくても資格要件を満たした日から10年経っていれば更新していなければならない。

従って、資格要件を満たした日が申請日の時点で10年前であれば、先に更新しなければ免許状が授与できない。

この場合、更新講習の申込書の証明欄についての証明は、免許を発行する沖縄県教育委員会で行う（学校人事課小中学校人事班免許担当）。